



2026年1月7日

各 位

会社名	クラシコ株式会社
代表者名	大和 新
問合せ先	(コード番号：442A 東証グロース) 取締役 CFO 相馬 知明 (TEL : 03-6427-4767)

## 取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を、2026年1月29日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. ストック・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は、2025年1月30日開催の第16回定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額40百万円以内）としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬を決定することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。）に対してストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）として支給する報酬の総額は年額50百万円以内、新株予約権の総数は年207個（20,700株）以内といたします。なお、対象取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、当社は取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。第1号議案が原案通り承認可決された場合、対象取締役の員数は3名であり、具体的な付与対象者、支給時期及び配分については、各対象取締役の職責や当社への貢献度等を総合的に勘案し取締役会において決定することとしており、その内容は相当であるものと考えております。また、当社は、本議案が承認可決された場合には、取締役の個人別報酬等の決定に関する方針を本議案の内容に沿うよう変更する予定です。

### 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

#### (1) 新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、207個とする。

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

#### (3) 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、本新株予約権は職務執行の対価として当社の取締役又は従業員に付与されるものであり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当し

ない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
  - 2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ最直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。
  - 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1に記載の資本金等増加限度額から1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役又は従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使期間の開始日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- 1 当社の株式の譲渡（当社の総議決権の全てを本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日における当社の代表取締役以外の特定の者並びにその親会社及び子会社が保有する場合に限る。本号において同じ。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償（株式の譲渡に係る契約が承認された場合にあっては、公正な価格又は下記（10）の条件に準じた内容の新株予約権の交付）で取得することができる。
- 2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（8）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- 1 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- 2 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 3 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。

- 4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（4）で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、第3項に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- 5 新株予約権を行使することができる期間  
上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- 6 新株予約権の行使の条件  
上記（8）に準じて決定する。
- 7 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
（5）に準じて決定する。
- 8 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- 9 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
上記（9）に準じて決定する。

(11) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本株主総会にて本議案をご承認いただけた場合、当社の従業員に対しても上記と同内容の新株予約権を当社取締役会決議により発行する予定です。

以上